

ぴよぴよサポートでできること・できないこと



「家事援助」「育児援助」について

区分	内容
家事援助	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、住民登録地の大田区内の自宅の室内で日常的に行う家事が対象です。 ・大掃除や掃除業者に依頼するような掃除や、非日常的(一時的)な家事援助は対象外となります。
育児援助	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の援助を除き、原則として大田区内の自宅で行う援助が対象です。 ・保護者不在時のお子様預かりにはご利用できません。

できること・できないことは？

・ヘルパー

区分	内容	○できる(例)	×できない(例)	備考
家事援助	食事の準備及び後片付け	<ul style="list-style-type: none"> ・調理 ・配膳 ・片付け 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な手間をかけて作る料理(お正月料理等) ・同居家族以外の料理 ・医師の指示に基づく調理(アレルギー対応等) 	(日常的に申請者が担っている範囲で)同居家族分も援助対象とする。
	生活必需品の買い物	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣のスーパー、コンビニなどで購入可能な食材・日用品の買い物 	<ul style="list-style-type: none"> ・出産祝いのお返しの買い物 ・家具、電気器具等の購入 ・その他日常生活必需品以外の買い物 	ヘルパーによる立替払いは不可
	衣類の洗濯及び補修	<ul style="list-style-type: none"> ・洗濯 ・タンス等への片付け ・アイロンがけ ・裁縫(ボタン付け等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な手間をかけて行う洗濯(カーテン等大型洗濯物の洗濯、セーターの手洗い、コインランドリーでの洗濯等) ・大量のアイロンがけ 	(日常的に申請者が担っている範囲で)同居家族分も援助対象とする。

区分	内容	○できる(例)	×できない(例)	備考
家事援助	居室等の清掃及び整理整頓	<ul style="list-style-type: none"> ・リビング、居間、寝室、台所等の簡易な掃除(掃除機、床拭き程度) ・新聞、雑誌等の簡易な片付け ・トイレ、風呂、洗面所の簡易な掃除 ・玄関、ベランダの簡易な掃除 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガスコンロ、シンク、窓、エアコン、換気扇、冷蔵庫、網戸等の掃除 ・年末の大掃除 ・床のワックスがけ ・浴室のカビ取り ・庭の掃除(植木の水やり、剪定、草むしり等) ・引越しの手伝い 	日常的に申請者が担っている範囲での掃除であれば可
	その他必要な家事援助	<ul style="list-style-type: none"> ・布団干し ・シーツ交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・役所への申請等 ・自動車の給油、洗車、掃除 ・ペットの世話 ・ゴミ出し ・家の室内外の修理・修繕(ペンキ塗り、家具の移動、部屋の模様替え等) ・クリーニング店への受け渡し 	
育児援助	授乳援助	<ul style="list-style-type: none"> ・湯沸し、ポット等への移し替え ・粉ミルク調合 ・哺乳瓶の洗浄、煮沸、煮沸後の片付け 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児にミルクを与える(授乳の手伝いは可) 	
	おむつ交換	<ul style="list-style-type: none"> ・おむつ交換 		
	沐浴の補助	<ul style="list-style-type: none"> ・ベビーバスの用意、片付け ・乳児の受け取り、拭き取り、着替え等 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児を風呂に入れる(沐浴の手伝いは可) 	
	育児環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ベビー布団の用意・片付け ・室温調整 		

区分	内容	○できる(例)	×できない(例)	備考
育児援助	兄弟児の世話	・授乳や沐浴中の兄弟児のお世話	・保護者不在中の兄弟児の預かり保育、シッター	
	外出同行	・買い物、散歩、保育園の送迎、乳児の健診・予防接種、子どもの受診、母の受診の付き添い	・ヘルパーと子どもだけの外出 ・ヘルパーの自家用車への同乗 ・冠婚葬祭等の付き添い	・お子様に何かあったとき等に、すぐに保護者が対応できる場合に限る。 ・ヘルパーとの現地待ち合わせ可。 ・自宅から付き添う場合は、徒歩又は公共交通機関の利用に限る。 ・ヘルパーの公共交通機関の利用に要した費用は利用者負担。
	その他必要な育児援助	・乳児の着替え ・在宅ワーク時の子どもの見守り	・乳児に食事を食べさせる ・ベビーベッド、乳児用玩具の組立て、取付け ・在宅ワーク時の仕事の手伝い	・在宅ワーク時の利用については、お子様に何かあったとき等に、すぐに保護者が対応できる場合に限る。

・助産師

区分	内容	○できる(例)	×できない(例)	備考
育児援助	助産師訪問(2時間)	・育児相談 ・栄養相談 ・身体的・精神不調状態に対する相談 ・授乳の補助・助言 ・沐浴の補助・助言	・産婦の直接ケアにあたるもの(乳房ケア等)	乳房ケアを希望する場合は、大田区保健所が実施する「産後ケア」事業をご利用ください。